

# ～国民健康保険の保険証を更新します～

## 【保険証の到着確認について】

9月下旬に、加入者個人ごとの保険証を世帯主宛に、うす茶色の窓あき封筒に入れ、普通郵便（簡易書留を希望された方を除く）で発送しましたので、ご確認ください。

今年の保険証は、うす紫色で有効期限は平成27年9月30日までとなっています。現在、お使いの保険証は、10月1日以降は使用できませんので、10月1日以降、ご自身で処分してください。

なお、国保税の滞納がある方には、納税相談を受けてからの引き渡しとなりますので、ご了承ください。

## 【国保の加入や脱退は届け出が必要です】

加入・脱退や、住所・氏名に変更があった場合は、異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

手続き	出来事	届け出に必要なもの
加入※	下仁田町に転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、年金手帳
	子どもが生まれたとき	保険証、印鑑
脱退	下仁田町から転出したとき	〃
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証、印鑑、年金手帳
	死亡したとき	保険証、印鑑
変更等※	町内で住所が変わったとき	〃
	世帯主が変わったとき	〃
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	〃
	保険証の内容訂正または汚損	〃
	保険証を紛失したとき	本人確認書類、印鑑
	就学等のため町外に転出したとき	保険証、在学証明書、印鑑

※保険証の窓口交付を希望する場合は、公的機関が発行した、顔写真貼付の本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。また、外国人は表のもの以外に、在留カード、加入時にはパスポートを併せてお持ちください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 健康課国保係 ☎64-8801(直通)

# 木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

町では震災に強い町づくりを推進するため、木造住宅を対象として耐震診断を行います。

また、耐震診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修の工事費などの補助を行います。

大地震による被害から尊い生命、身体、財産を守るためには住宅の耐震化対策が重要ですので是非この機会にご利用ください。

### ○耐震診断補助

**【対象住宅】**下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の在来軸組工法で建築した住宅

**【募集戸数】**5戸(先着順)

**【診断費用】**無料

※診断者の、交通費については申請者が実費を現地調査時に直接支払っていただきます。

※診断する建物の図面がない場合は別途自己負担となります。

**【申請期限】**10月31日(金)

### ○耐震改修補助

**【対象住宅】**耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満とされた建物

※上部構造評点とは、耐震診断における建築物の構造の強さを示す指標の一つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物

**【対象工事】**上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事で平成27年1月末日までに完了するもの

**【申請できる人】**町が実施する耐震診断を受けており、町税を滞納していない人

**【補助金額】**改修工事(耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事)に要する費用の2分の1以内(限度額80万円)

**【募集戸数】**1戸(先着順)

**【申請期限】**10月31日(金)

**【問合せ・申請先】**産業振興課土木管理係 ☎64-8807

# 平成26年度税制改正(法人町民税・軽自動車税)のお知らせ

平成26年3月31日公布された地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税などに関する町税条例の一部を改正しました。

## 1 法人町民税の法人税割の税率改正

税制改正により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人町民税の法人税割の税率が引き下げられます。

平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 12.3%

平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 9.7%

## 2 軽自動車税の税率改正

税制改正により、平成27年度から、原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車の税額が引き上げられます。

車種区分		税率(年額)	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

4輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

※平成27年3月31日までに新規登録した車両(初めて車両番号の指定を受けた車両)は、登録後13年まで、現行税率のままです。

※初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両は、平成28年度から、下の表の経年重課の税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)		
		平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以降の登録車	登録後13年超 (経年重課)
軽自動車	3輪	3,100円	3,900円	4,600円
	4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

問合せ先 総務課 税務係 ☎82-2113

## 10月28日は県民の日です

10月28日(火)の県民の日に伴い、町内にある以下の施設で記念事業を実施いたします。この機会に是非お誘いあわせの上、お出かけください。詳細につきましては、各施設または担当まで、直接お問い合わせください。

### ほたる山公園

バーベキュー広場使用料 無料(要予約)

利用時間 午前10時～午後5時

※コンロや鉄板等の道具、炭は有料となります。

【問い合わせ先】ほたる山公園管理棟 ☎82-6222

### サンスポーツランド

使用料 無料(要予約)

利用時間 午前9時～午後9時

(※テニスコート4面、ゲートボールコート1面、多目的グラウンド1面)

【問い合わせ先】サンスポーツランド ☎84-3180

※テニスコートはナイター設備あり

### ふるさとセンター(歴史民俗資料館)

入館料 無料

利用時間 午前9時～午後4時

【問い合わせ先】ふるさとセンター ☎82-5345

### 荒船の湯

入館者にもれなく、みそおでんの無料サービス

利用時間 午前10時～午後8時

【問い合わせ先】荒船の湯 ☎60-6004

# 浄化槽設置しませんか。

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です。～

## 今、入替えが大変お得!

費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。

今年度の申請の締切りは平成26年12月26日です。

早めの計画、申請をお願いします。

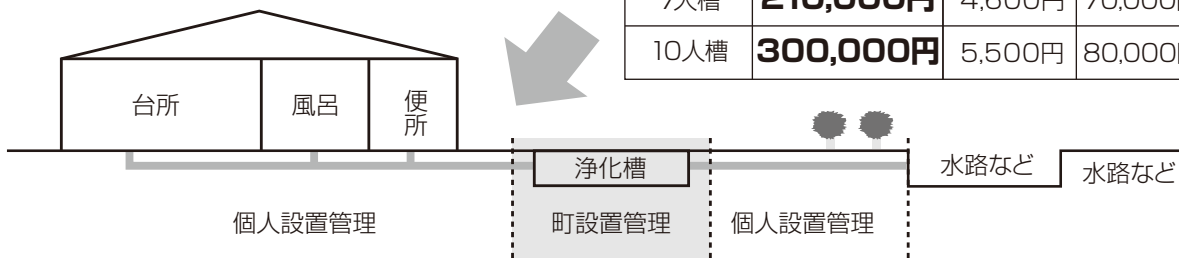
### 1 エコ補助金を継続!

単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。  
※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。  
ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

### 2 分担金軽減を継続!

大好評、平成27年3月(平成26年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。

人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助
5人槽	<b>150,000円</b>	3,800円	60,000円
7人槽	<b>210,000円</b>	4,600円	70,000円
10人槽	<b>300,000円</b>	5,500円	80,000円



※駐車場仕様は個人負担

### 3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

### 4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

### 5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

### 6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成25年度で26.5%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 産業振興課 土木管理係 ☎64-8807

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化月間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、11月17日(月)から23日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン強化月間」として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

「女性の人権ホットライン」  
専用電話番号は

**0570-070-810**  
(ゼロナゼロのホットライン)

※IP電話からは接続できません。

強化週間中の受付時間は、

月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

※通常の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

問合せ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466(代表)

## 「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続に関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんだ裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計などの様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

10月17日、前橋地方・家庭裁判所において、裁判員制度説明会、成年後見制度についてのビデオ上映、裁判所施設(裁判員法廷等)の見学会を行います。ふるってご参加ください。

詳しくは、裁判所ウェブサイト<http://www.courts.go.jp/maebashi/>をご覧ください。

問合せ先 前橋地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎027-231-4275(内線512)

## 無料で井戸水の硝酸態窒素濃度を調べます。

富岡実業高校食品科学科の食品化学部では井戸水の水質に関する研究をしています。

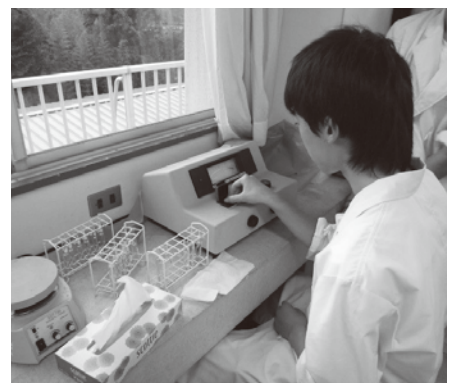
研究の一環として、無料で皆さんが所有している井戸の水に含まれる硝酸態窒素濃度を無料でお調べします。

飲み水の水質基準は51項目ありますが、硝酸態窒素は井戸水では基準値以上になりやすい項目です。

井戸水の調査を希望される方は、よく洗浄した500mlのペットボトルに1~2分程度流した後の新鮮な井戸水を入れ、住所・氏名・電話番号・採水日を書いたメモを添えて富岡実業高校の事務室までお持ちください。(※個人情報測定結果を連絡するため)

実施期間 平成26年11月28日(金)まで

問合せ先 群馬県立富岡実業高等学校  
教諭 大野 ☎62-0690



▲硝酸態窒素の測定の様子